

「船橋市再投資企業促進事業補助金」制度概要 (令和4年4月1日以降 再投資計画認定分)

種 目		対象施設	要件	補助額	上限額・期間
再投資	中小企業者 資本金3億円以下又は 従業員300人以下※1	製造業の工場 自然科学研究所 流通加工施設	投下固定資産額が 1,500万円以上 市内操業実績3年以上・事業の高度化・雇用維持	再投資により新たに取得した ○不動産取得税相当額(家屋分) ※2 ○家屋分固定資産税相当額(都市計画税含む) ○償却資産に係る固定資産税相当額	1億円×3年
	小規模企業者 中小企業者のうち、従業員20人以下		投下固定資産額が 750万円以上 市内操業実績3年以上・事業の高度化・雇用維持		
雇用創出支援	再投資	製造業の工場 自然科学研究所 流通加工施設	1. 再投資の補助に該当すること 2. 再投資による操業開始日を含む前3か月から操業開始の日の翌日以降6か月の期間(雇用認定期間)に新たに雇用した市民または船橋市に転入した正社員	再投資による操業開始から1年経過した時点で引き続き雇用している、雇用認定期間中に雇用した市民または船橋市に転入した正社員 正規 36万円/人 高度人材 60万円/人	6000万円

※1 中小企業者のうち、大企業から一定以上の出資(総額の2分の1以上を同一の大企業もしくは総額の3分の2以上を大企業が所有)等を受けている企業を除く。また、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者であるため、卸売業、サービス業、小売業を主たる事業として営んでいる者は、資本金又は従業員の要件が異なります。

※2 「千葉県立地企業補助金」に該当した場合、千葉県から補助金が交付されます。船橋市に補助金を申請される場合は、必ず千葉県(企業立地課 043-223-2444)にもご相談ください。